

## 平成30年度(2018年度) JEES留学生奨学金(就職促進) 募集・推薦要項

公益財団法人日本国際教育支援協会(以下「本協会」という。)では、「平成30年度(2018年度)JEES留学生奨学金(就職促進)」の奨学生を下記により募集する。

### 記

#### 1. 目的

留学生の国内就職率向上に向け、文部科学省が平成29年度より実施する「留学生就職促進プログラム」においては、大学だけでなく、地方公共団体、経済団体並びに企業及び留学生支援団体等が緊密に連携した産学官コンソーシアムが、国内・日系企業の就職に重要なスキルを学ぶ環境を整える取り組みを支援することにより、外国人留学生の日本での就職については高度外国人材の獲得・定着を目指している。

本プログラムにおいては、日本語能力が就職のための重要なスキルの一つに位置づけられており、受講する留学生全員が最低でも日本語能力試験N1相当程度の能力を習得するための日本語教育プログラムの開発・実施が求められている。

本奨学金は、このプログラムに参加する留学生を給付型奨学金により支援し、国内・日系企業への就職に必要な日本語能力習得を促進することを目的とする。

#### 2. 応募資格

次の各号のすべてに該当する者。

- (1) 文部科学省の「留学生就職促進プログラム」の対象として選定された産学官コンソーシアムに参画する大学・高等専門学校に平成30年4月時点において正規生(高等専門学校生の場合は第4学年以上(専攻科を含む))として在籍する私費外国人留学生。また、在留資格は「留学」であること。
- (2) 上記コンソーシアムが実施する日本語教育プログラムを受講する者で、日本語能力試験を受験する予定の者。(日本語能力試験の受験国・受験時期・受験レベルは問わない)
- (3) 採用された場合の受給期間が平成30年4月より1学年相当以上ある者。
- (4) 本奨学金の受給期間中、本協会が実施する他の奨学金を受給せず、他の団体から受ける奨学金等の受給月額合計が60,000円以下である者。[貸与型(返済が必要なもの)奨学金、学費免除及び一時金は除く]
- (5) 在籍校の長の推薦を受けることができる者。

#### 3. 採用人数

1コンソーシアムあたり5名程度。

#### 4. 支給内容

月額奨学金 30,000円

#### 5. 支給期間

平成30年4月より最長1年間。(ただし、応募時における在籍大学・高等専門学校での在籍期間中に限る。)

#### 6. 応募・推薦方法

産学官コンソーシアムを代表して応募する大学(以下「代表大学」という。)の長は、2に挙げる応募資格に該当する者について、7に挙げる応募・推薦書類を理事長に提出するものとする。同コンソーシアムに代表大学以外の学校(以下「連携校」という。)が参画する場合は、代表大学が連携校からの応募・推薦書類を取りまとめて提出すること。

#### 7. 応募・推薦書類

- |  |    |
|--|----|
| (1) 願書(別紙様式1。日本語で記載されたものに限る。)  | 1通 |
| (2) 応募者の写真(最近6ヶ月以内に撮影したもの。4.0cm×3.0cm、上半身、脱帽、裏面に氏名を記入し、願書の所定欄に貼付すること。) | 1葉 |
| (3) 推薦書(別紙様式2)   | 1通 |
| (4) 日本語能力試験合否結果通知書(写し)又は成績証明書(写し)                                      | 1通 |

#### 【代表大学のみ】

- (5) 推薦者一覧(応募者全員について所定の様式(別紙様式3)で、推薦順位を付した一覧表) 1通
- (6) コンソーシアムが実施する日本語教育プログラムの概要説明資料(任意の様式) 1通

### 8. 応募・推薦書類の提出期限

平成30年5月10日(木)本協会必着。なお、締切期日を過ぎた場合や提出書類に不備のある場合は、受理しない。また、提出書類は一切返却しない。

### 9. 選考方法及び結果の通知

理事長は、6により推薦された者について選考を行い受給者を決定する。結果は平成30年7月末までに代表大学を通じて通知する。

### 10. 支給方法

本奨学金は、別に定める方法により在籍校を通じて支給する。

### 11. 受給者の義務

- (1) 受給者は、本奨学金支給期間中の学習・研究状況について、学業成績証明書と共に、毎年度末及び奨学金受給終了後、所定の様式により、在籍校を通じて理事長に提出しなければならない。
- (2) 受給者は、住所・連絡先及び所属先(大学、就職先等)に変更があった場合、本奨学金受給期間中は代表大学を通じて、受給終了後は直接本協会へ遅滞なく届け出なければならない。
- (3) 受給者は、本奨学金受給期間中及び受給終了後、本協会の要請に応じ、アンケート等への回答、および交流会等に参加しなければならない。

### 12. 奨学金給付の休止又は終了

- (1) 受給者が長期欠席した場合は、本奨学金を支給しない。
- (2) 受給者が、次の①から④のいずれかに該当した場合には、本奨学金の支給を打ち切る。
  - ① 大学を休学又は留年した場合。
  - ② 本奨学金受給者の義務を怠った場合。
  - ③ この要項の定める事項に該当しなくなった場合。
  - ④ その他受給者として相応しくないと判断された場合。
- (3) 応募・推薦書類の記載事項に虚偽のある場合は、受給決定を取り消す。

### 13. その他(注意事項等)

- (1) 受給者は、原則として、本奨学金の返還義務を負わない。ただし、12.に挙げる事項に該当する場合、すでに支給している奨学金の返還を求める場合がある。
- (2) 本奨学金受給生として採用された場合、他の奨学金の受給を目的として辞退することはできない。
- (3) 受給者は、留学中の事故・病気等に備えるための保険(外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険『略称:インバウンド付帯学総』等)へ加入することが望ましい。

### 14. 個人情報の取り扱い

#### (1) 個人情報の管理

本協会は、本奨学金に関連して取得した願書・報告書等に記載される全ての個人情報を本協会の個人情報保護方針に基づき、細心の注意のもと管理・利用・破棄する。また、あらかじめ本人の同意がない限り、個人情報を他の第三者へ開示・提供しない。

#### (2) 個人情報の利用目的

本協会は、本奨学金に関連して取得した個人情報を適切に管理し、下記以外の目的には利用しない。

- ① 応募書類を本奨学金の受給者を決定する選考の際に利用する。
- ② 応募書類に記載された個人情報を奨学金支給事務のために利用する。
- ③ 応募書類に記載された個人情報を奨学金授与式または交流会・インターンシップ等の開催時に利用することがある。
- ④ 応募書類に記載されたメールアドレスあるいは電話番号を当協会実施の学生援助プログラムの案内や参加の際の連絡手段として利用する。
- ⑤ 報告書、お礼状、近況報告等を事前に受給者本人からの承諾を受けた上で、当協会のホームページ等において広報目的に使用することがある。

**15. 応募・推薦書類の提出先・問い合わせ先**

公益財団法人 日本国際教育支援協会 事業部 国際交流課  
〒105-0003 東京都港区西新橋1-13-1 DLXビルディング12階  
TEL: 03-5454-5274 FAX: 03-5454-5242 E-mail: [ix@jees.or.jp](mailto:ix@jees.or.jp)

以上